

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 97 回 4 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝口の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第 97 回 第 4 部

2020 年 5 月 17 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったので、その議事録要旨を作成する。

【議題】

社会医療法人 令和会 熊本リハビリテーション病院

定期報告「脳卒中後遺症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた機能回復療法」

「変形性膝関節症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた細胞治療」

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：2020 年 5 月 14 日（木曜日）第 4 部 19：35～19：45

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者（Zoom 会議）

出席者：辻委員（再生医療）、高橋委員（臨床医）、小笠原委員（細胞培養加工）、
井上委員（法律）、山下委員（生物統計）、栃原委員（一般）

申請者：管理者 桑原 公倫

陪席者：（事務局）坂口 雄治、木下 祐子

3 技術専門員

「脳卒中後遺症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた機能回復療法」

今井 英明 先生（評価書）

JCHO 東京新宿メディカルセンター脳神経外科 主任部長

「変形性膝関節症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた細胞治療」

寺尾 友宏 先生（評価書）

医療法人八千代会 理事長

4 配付資料

資料受領日時 2020 年 4 月 24 日

(本審査資料：両提供計画)

- ・再生医療等提供状況定期報告（様式第三）
- ・定期報告フォーム
- ・年間 教育・研修記録文書
- ・「変形性膝関節症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた細胞治療」において治療実績がなかった理由の説明

(事前配布資料：両提供計画)

- ・再生医療等提供状況定期報告（様式第三）
- ・定期報告フォーム
- ・年間 教育・研修記録文書
- ・「変形性膝関節症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた細胞治療」において治療実績がなかった理由の説明

(会議資料：両提供計画)

- ・再生医療等提供状況定期報告（様式第三）
- ・定期報告フォーム
- ・年間 教育・研修記録文書
- ・「変形性膝関節症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた細胞治療」において治療実績がなかった理由の説明

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
 - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
 - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
- 二. 一般の立場の者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。

5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

第3 審議

1. 審議

(1) 「脳卒中後遺症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた機能回復療法」

山下	症例は1例だけで改善されていませんが、いいのでしょうか
小笠原	悪いことは起きていないので、効果に関しては、今後も十分に評価していた だき、引き続き見ていけばいいと思います。

(2) 「変形性膝関節症に対する脂肪組織由来再生幹細胞(ADRCs)を用いた細胞治療」

山下	症例が0件ですが、このまま続けていっていいのでしょうか
高橋	教育・研修もしっかりと行っていますので、引き続き行っていただければいい と思います。

(2) の提供計画に関しては、治療実績がなかった理由の文書による説明を再度読み上げ、全委員が理解した。井上委員が全委員へ今回の定期報告は適切でよいか確認し、全委員が合意した。

2. 判断

審査の結果、報告内容が再生医療等の安全性の確保等に関する法律に適合しており、当該再生医療提供計画の継続に問題はないと全員一致で認められた。

第4 審議結果

定期報告は適切である。

以上